

○白老町有一般住宅条例

平成22年3月29日

条例第2号

改正 平成23年7月22日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、白老町の町有一般住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町有一般住宅」とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する住宅以外の住宅で、第6条に定める要件を満たす者に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

(名称及び位置等)

第3条 町有一般住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。

名称	位置	棟数	戸数
川沿町有一般住宅「サンコーポラス」	白老郡白老町川沿2丁目448番地9	2	60
東町町有一般住宅	白老郡白老町東町5丁目11番5号	1	1
虎杖浜町有一般住宅	白老郡白老町字虎杖浜74番地の11	1	2

(入居者の公募の方法)

第4条 町長は、町有一般住宅の入居者の公募を行うものとする。

2 前項の公募に当たっては、町長は、町有一般住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を告示するものとする。

(公募の例外)

第5条 町長は、次に掲げる事由に係る者を町有一般住宅に入居させる場合は、前条の規定にかかわらず、公募を行わないことができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 公営住宅の用途廃止
- (3) その他町長が必要と認める事由

(入居資格)

第6条 町有一般住宅に入居できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 現に町内に住所を有する者又はその見込みがある者であること。
- (2) 独立した生計を営み、この条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (3) 住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 公租公課に滞納がない者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居の申込み及び決定）

第7条 前条に規定する入居資格のある者で町有一般住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちから入居者を決定し、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、その旨及び町有一般住宅に入居することができる日（以下「入居可能日」という。）を通知するものとする。

3 町長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき町有一般住宅の戸数を超えるときは、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定するものとし、その旨を入居決定者に対し、通知するものとする。

（入居補欠者）

第8条 町長は、前条第3項の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を決定することができる。

2 町長は、入居決定者が町有一般住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。

（入居の手続）

第9条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の手続をしなければならない。

- (1) 規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第16条の規定による敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項に定める期間内に入居の手続をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に掲げる手続をしなければならない。

3 町長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしないときは、町有一般住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 入居決定者は、第1項に規定する手続をしたとき、又は第2項に規定する指示があったときは、第7条第2項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第10条 入居者は、町有一般住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の新たに同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第11条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、町長の承認を受けて引き続き当該町有一般住宅に居住することができる。

2 町長は、前項の引き続き居住しようとする者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定及び変更)

第12条 町有一般住宅の毎月の家賃は、別表のとおりとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。

(3) 町有一般住宅について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第13条 町長は、次に掲げる特別の事情があるときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者に係る収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者の疾病又は傷害により、その生活が窮迫するおそれがあるとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他特別の事情があるとき。

2 前項に定める家賃の減免又は徴収の猶予の判定基準は、町長が別に定める。

(家賃の納付)

第14条 町長は、入居者から、入居可能日から当該入居者が町有一般住宅を明け渡した日（第26条第1項の規定により明渡しを請求した場合にあっては、当該明渡しの日又は明け渡した日のいずれか早い日）までの間、家賃を徴収する。

2 家賃は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに町有一般住宅に入居した場合又は町有一般住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第25条に規定する手続を経ないで町有一般住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促)

第15条 町長は、家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

第16条 町長は、入居者から入居時における家賃の2か月分に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

2 町長は、第13条各号のいずれかに該当する特別の事情があるときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が町有一般住宅を明け渡すときにこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

(修繕費用の負担)

第17条 町有一般住宅の修繕に要する費用（破損ガラスの修繕及び給水栓、照明灯その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、町の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項の修繕の必要が生じたときは、入居者が修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担)

第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及び塵芥の処理並びに排水管の清掃に要する費用
- (3) 附帯施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の町有一般住宅の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第19条 入居者は、町有一般住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって町有一般住宅が滅失し、又はき損したときは、入居者が現状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者は、町有一般住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、町長に届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第20条 入居者は、町有一般住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の禁止)

第21条 入居者は、町有一般住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該町有一般住宅の一部を住宅以外の用途に使用することができる。

(模様替え又は増築等の禁止)

第22条 入居者は、町有一般住宅の模様替え若しくは増築をし、又は町有一般住宅の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この

限りでない。

(迷惑行為の禁止)

第23条 入居者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(収入状況の報告の請求等)

第24条 町長は、第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第16条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者に報告を求めることができる。

(明渡しに係る検査)

第25条 入居者は、町有一般住宅の明渡しをするときは、5日前までに町長に届けて、町長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第22条ただし書の規定により町長の承認を得て町有一般住宅の様式替え若しくは増築をし、又は町有一般住宅の敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査の時までに、自己の負担で原状に回復しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(明渡請求等)

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、期限を定めて、町有一般住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為により入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3か月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が町有一般住宅を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が正当な理由によらないで引き続き15日以上町有一般住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者が第10条、第11条及び第19条から第22条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が第23条の規定に違反し、その是正のための町長の指示に従わなかったとき。
- (7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (8) 町有一般住宅の用途を廃止するとき。

2 前項の規定により町有一般住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、同項の期限ま

でに当該町有一般住宅を明け渡さなければならない。

(立入検査)

第27条 町長は、町有一般住宅の管理上必要があると認めるときは、町長の指定した職員に町有一般住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している町有一般住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該町有一般住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(駐車場の管理)

第28条 町有一般住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)の管理については、次条から第33条までに定めるところによる。

(使用者の資格)

第29条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 町有一般住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第26条第1項第1号から第7号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み等)

第30条 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとする者は、町長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用者を決定し、当該使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)にその旨及び使用可能日を通知するものとする。

3 町長は、借上げに係る駐車場の使用者を決定したときは、当該使用決定者に当該駐車場の借上げ期間の満了時に当該駐車場を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

4 町長は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、別に定めるところにより、公正な方法で選考して当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者であ

る場合その他特別の事情がある場合で駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は、他の者に優先して当該入居者又は同居者に使用させることができる。

(使用料)

第31条 駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料以下で規則で定める額とする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場に改良を施したとき。

3 町長は、駐車場の使用者に別に定める特別の事情があるとき、当該駐車場の使用料を減免又は徴収の猶予をすることができる。

(駐車場の明渡請求)

第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用者に対し駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が第29条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (2) 使用者が不正の行為によって駐車場の使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者が駐車場の使用料を3か月以上滞納したとき。
- (4) 使用者が駐車場を故意にき損したとき。
- (5) 使用者が第23条並びに次条において準用する第19条第1項及び第2項、第20条、第21条及び第22条の規定に違反したとき。
- (6) 使用者が正当な理由なく15日以上駐車場を使用しないとき。
- (7) 駐車場の借上げ期間が満了したとき。
- (8) 前各号のほか、町長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による請求を受けた者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

(管理に関する規定の準用)

第33条 第14条、第15条、第19条から第22条まで及び第25条の規定は、駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第14条第1項及び第

4項、第19条から第22条まで及び第25条中「町有一般住宅」とあるのは「駐車場」と、第14条第1項中「第26条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第3項中「町有一般住宅に入居した場合又は町有一般住宅」とあるのは「駐車場の使用を開始した場合又は駐車場」と、同条第4項中「第25条」とあるのは「第33条において準用する第25条」と、第20条中「入居」とあるのは「使用」と、第21条中「住宅」とあるのは「駐車場」と、第25条第2項中「第22条ただし書」とあるのは「第33条において準用する第22条ただし書」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第34条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

- (1) 第7条第2項及び第3項の規定により町有一般住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者及び当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (2) 第10条第1項の承認をしようとする場合 新たに同居させようとする者
- (3) 第11条第1項の承認をしようとする場合 承認を受けようとする者及び当該承認を受けようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (4) 第30条第2項の規定により駐車場の使用者の決定をしようとする場合 入居者又は同居者

2 町長は、町有一般住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、町有一般住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(罰則)

第35条 詐欺その他不正の行為により、町有一般住宅の家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月22日条例第9号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

別表（第12条関係）

名称	規格	家賃
川沿町有一般住宅「サンコーポラス」	3DK	1階、2階、3階 月額 30,000円
		4階、5階 月額 25,000円
東町町有一般住宅	3LK	月額 10,000円
虎杖浜町有一般住宅	3LK	月額 11,000円

○白老町有一般住宅条例施行規則

平成22年4月1日

規則第8号

改正 平成23年8月1日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、白老町有一般住宅条例（平成22年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第7条第1項の規定による町有一般住宅の入居の申込みは、町有一般住宅入居申込書（様式第1号）を町長に提出して行わなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第5条各号のいずれかの事由により入居させる場合で、町長が添付する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 町長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申込書は、当該申込みに係る入居者又は入居補欠者の決定に限り効力を有する。

(入居者の決定)

第3条 条例第7条第2項又は第3項の規定による通知は、町有一般住宅入居決定書（様式第2号）により行うものとする。

(入居補欠者の決定)

第4条 町長は、条例第8条第1項の規定により入居補欠者を決定する場合は、当該町有一般住宅ごとに入居の申込みをした者の中から、住宅に困窮する度合いが高い者から入居者を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により入居補欠者を決定したときは、当該入居補欠者に対し、町有一般住宅入居補欠決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 入居補欠者が町有一般住宅の入居を辞退したときは、入居補欠者の資格を放棄したものとみなす。

(入居の手續)

第5条 条例第9条第1項第1号に規定する請書は、町有一般住宅入居請書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の請書には、入居決定者及び次条第1項に規定する連帯保証人の印鑑証明書並びに当該連帯保証人の収入額を証する書類を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人は、入居者が家賃を滞納したとき、又は入居者の責めに帰すべき事由により町に損害を与えたときに、入居者と連帯して責務を負うことができる者でなければならない。

2 町長は、連帯保証人が適当でないと認めるときは、その連帯保証人の変更を命ずることができる。

(連帯保証人の変更)

第7条 入居者は、連帯保証人が前条第1項に規定する資格を失ったとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、町有一般住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第5号）に、連帯保証人引受承諾書（様式第6号）を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承諾書には、連帯保証人の印鑑証明書及び収入額を証する書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の承認をするときは、当該入居者に対し、町有一般住宅入居者連帯保証人変更承認書（様式第7号）を交付するものとする。

4 入居者は、連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、町有一般住宅入居者連帯保証人住所（氏名）変更届（様式第8号）に連帯保証人の住民票の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(入居手續の猶予の届出)

第8条 入居決定者は、条例第9条第1項に規定する期間内に入居の手續をすることができないときは、町有一般住宅入居手續猶予届（様式第9号）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、これを審査し、やむを得ない事情があると認めるときは、町有一般住宅入居手續猶予決定書（様式第10号）により、猶予の決定の内容を指示するものとする。

(入居決定の取消し等)

第9条 町長は、条例第9条第3項の規定により入居の決定を取り消すときは、町有
一般住宅入居決定取消通知書(様式第11号)により、当該入居決定者に通知する
ものとする。

2 入居決定者は、やむを得ない理由により当該町有一般住宅の入居の決定を辞退す
るときは、入居可能日の前日までに、町有一般住宅入居決定辞退届(様式第12号)
により、町長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第10条 入居者は、条例第10条に規定する同居の承認を受けようとするときは、
町有一般住宅同居承認申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、町長に
提出しなければならない。

- (1) 入居者と同居させようとする者との関係を証する書類
- (2) 同居させようとする者の町長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (3) 同居させようとする者の納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の承認をする場合は、当該入居者に対し、町有一般住宅同居承認書
(様式第14号)により、その旨を通知するものとする。

(入居者の異動届)

第11条 入居者は、同居者に出生、死亡又は転出による異動が生じたときは、速や
かに町有一般住宅同居者異動届(様式第15号)を町長に提出しなければならない。

(入居の承継)

第12条 条例第11条の規定による入居の承継を受けようとする者は、町有一般住
宅入居承継承認申請書(様式第16号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し
なければならない。

- (1) 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- (2) 申請者と入居者の関係を証する書類
- (3) 申請者に係る町長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の承認をする場合は、申請者に対し、町有一般住宅入居承継承認書
(様式第17号)を交付するものとする。

3 前項の承認を受けた者は、条例第9条第1項第1号に規定する請書を町長に提出しなければならない。

(家賃の変更)

第13条 町長は、条例第12条第2項の規定により家賃を変更する場合は、町有一般住宅家賃変更決定通知書(様式第18号)により、家賃を変更する1か月前までに入居者に通知するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第14条 条例第13条第1項に規定する家賃の減免は、家賃の額から別表第1左欄に掲げる家賃の減免の要件の区分に応じ、当該右欄に掲げる額を減じてするものとする。

2 前項の規定により行う家賃の減免の期間については、別表第2のとおりとし、特別の事情がある場合は、町長が別に定めるものとする。

3 第1項の規定により減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

4 条例第13条第1項の家賃の徴収の猶予は、同項第2号又は第3号に該当することにより家賃の納付日までに納付することが困難であると認められるときは、6月を超えない期間を定めてするものとする。

(家賃の納付方法等)

第15条 条例第14条第2項(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の納付は、町長が発する納入通知書又は口座振替の方法によらなければならない。

2 条例第14条第4項(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による明け渡した日の認定は、様式第19号により行うものとする。

(敷金の減免又は徴収猶予)

第16条 条例第16条第2項の規定による敷金の減免は、敷金の額から別表第3の左欄に掲げる敷金の減免の要件の区分に応じ、当該右欄に掲げる減免する額を減じてするものとする。

2 条例第16条第2項の規定による敷金の徴収の猶予は、条例第13条第1項第2号又は第3号に該当することにより敷金の納付期限までに納付することが困難であると認められるときに、3月を超えない期間を定めてするものとする。

(敷金の納付方法)

第17条 条例第9条第1項第2号の規定による敷金の納付は、町長が発する納入通知書によらなければならない。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請)

第18条 条例第13条及び第16条第2項に規定する家賃及び敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、町有一般住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第20号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する減免又は徴収の猶予をするときは、当該入居者に対し、町有一般住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)決定通知書(様式第21号)により、その旨を通知するものとする。

(滅失等の報告)

第19条 入居者は、町有一般住宅を滅失させ、又はき損したときは、直ちに町有一般住宅滅失等報告書(様式第22号)により、町長に報告しなければならない。

(長期不使用届)

第20条 条例第19条第3項に規定する届出は、町有一般住宅長期不使用届(様式第23号)により行わなければならない。

(用途変更の承認)

第21条 条例第21条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、町有一般住宅用途一部変更承認申請書(様式第24号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の承認をするときは、当該入居者に対し、町有一般住宅用途一部変更承認書(様式第25号)により、その旨を通知するものとする。

(模様替え又は増築等の承認)

第22条 条例第22条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、町有一般住宅模様替え(増築等)承認申請書(様式第26号)に当該模様替え又は増築等に係る設計図及び配置図を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の承認をするときは、当該入居者に対し、町有一般住宅模様替え(増築等)承認書(様式第27号)により、その旨を通知するものとする。

(明渡届)

第23条 条例第25条第1項の規定による届出は、町有一般住宅明渡届(様式第2

8号)により、行わなければならない。

(明渡請求)

第24条 町長は、条例第26条第1項の規定により明渡請求を行うときは、町有一般住宅明渡請求書(様式第29号)を交付して行うものとする。

(駐車場の使用料)

第25条 条例第31条第1項の規則で定める額は、別表第4のとおりとする。

(立入検査証)

第26条 条例第27条第3項に規定する身分を示す証票は、立入検査証(様式第30号)とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月1日規則第13号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

別表第1(第14条関係)

家賃の減免の要件	減免する額
(1) 条例第13条第1項第1号に該当する場合 で、次のいずれかに該当するとき。	
ア 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の規定による保護を受けているとき。	家賃から法の規定による住宅扶助 基準月額を減じた額
イ 法の規定による保護を受けているが入院等 により住宅扶助を停止されているとき。	家賃月額の100分の80
ウ 収入が法に基づく保護基準月額(以下「基準 月額」という。)の1.0倍以下のとき。	家賃月額の100分の70
エ 収入が基準月額の1.0倍を超え1.1倍以 下のとき。	家賃月額の100分の50
オ 収入が基準月額の1.1倍を超え1.2倍以 下のとき。	家賃月額の100分の30
カ 収入が基準月額の1.2倍を超え1.3倍以	家賃月額の100分の10

下のとき。	
(2) 条例第13条第1項第2号に該当する場合 で、収入から町長が療養に要するとして認定した 費用額を減じたものを収入とみなした場合に前 号ウからカまでのいずれかに該当するとき。	前号ウからカまでの区分に応じ当 該ウからカまでに掲げる減免する 額
(3) 条例第13条第1項第3号に該当する場合 で、収入から町長が認定した損害額を減じたもの を収入とみなした場合に第1号ウからカまでの いずれかに該当するとき。	第1号ウからカまでの区分に応じ て当該ウからカまでに掲げる減免 する額
(4) 条例第13条第1項第4号に該当する場合 で、次のいずれかに該当するとき。	
ア 条例第13条第1項第2号又は第3号の場 合に該当し、それぞれ前2号の規定により収入 とみなしたものの額が基準月額の1.3倍を超 えるとき。	前3号の場合に準じて町長が決定 する額
イ アに該当するとき以外のとき。	

注 収入とは、世帯における所得税法の総収入のほか所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により非課税とされている恩給、年金その他これらに準ずる給付、法の規定により非課税とされている扶助料その他これらに類する給付金等で法律の規定により非課税とされている所得がある場合には、それらの所得を給与所得とみなして収入を算出するものとする。

別表第2（第14条関係）

減免対象	減免期間
条例第13条第1項第1号の場合	1年以内とする。
条例第13条第1項第2号の場合	療養に要する期間とする。
条例第13条第1項第3号の場合	原則6か月とし、当該損害額を勘案して定める。
条例第13条第1項第4号の場合	原則6か月とし、当該事情を勘案して定める。

注 減免期間については、当該減免の属する年度を超えないものとする。

別表第3（第16条関係）

敷金の減免の要件	減免する額
別表第1の左欄に掲げる家賃の減免の要件に該当するとき（同表第1号アに該当するときを除く）。	敷金から別表第1の左欄に掲げる家賃の減免の要件の区分に応じ当該右欄に掲げる減免する額を家賃から減じた後の額の2倍に相当する額を減じた額

別表第4（第25条関係）

町有一般住宅の名称	駐車場使用料金
川沿町有一般住宅「サンコーポラス」	1,500円/月
上記以外の住宅	無料

町有一般住宅入居申込書

年 月 日

白老町長 様

申込者

住所

氏名

印

電話番号

自宅

勤務先

次のとおり町有一般住宅に入居したいので、白老町有一般住宅条例施行規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定を取り消されても異議はありません。また、申込者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは速やかに住宅を明け渡すことを誓約するとともに、暴力団員であるか否かの確認のため、北海道警察へ照会がなされることに同意します。

申込住宅		住 宅					
	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日 (年齢)	職業	勤務先所在地	年間所得額 (円)	控除名 (控除額 円)
同居又は同居しようとする親族等		本人	・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
同居外養親族等			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
現在居住している住宅の状況 1 民間アパート・賃貸マンション 2 寮 3 町営住宅(団地) 4 3以外の公的住宅(団地) 5 借間・下宿 6 公団・公社住宅 7 社宅 8 その他						その他参考となる事項	
現在居住している住宅の規模			DK・LDK				
現在居住している住宅の家賃(月額)			月/ 円				
現在居住している世帯人数			人				

添付書類

- 住民票の写し
- 町長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

町有一般住宅入居決定書

第 号
年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申込みのあった町有一般住宅の入居について、次のとおり決定したので、白老町有一般住宅条例施行規則第3条の規定により、通知します。

入居を決定する住宅						
収入月額	円					
家賃	円					
敷金	円 納付期限 年 月 日					
入居可能日						
入居者及び同居者	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
		本人	・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
条 件	1 決定のあった日から10日以内に次の手続を行うこと。 (1) 町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) 敷金を納付しなければならないときは、期限までに敷金を納付すること。 (3) 10日以内に入居の手続ができないときは、あらかじめ町長に届け出て指示を受けること。					
	2 入居可能日から10日以内に入居すること。					

様式第3号(第4条関係)

町有一般住宅入居補欠決定通知書

第 号
年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申込みのあった町有住宅の入居について、次のとおり入居補欠者に決定したので、白老町有一般住宅条例施行規則第4条第2項の規定により、通知します。

入居補欠住宅	所在地	白老町
	名称	
補欠順位	第 位	
備考	入居決定者が都合により入居を取りやめた場合、条例第9条第3項の規定により入居を取り消された場合その他の事情により入居できなかった場合は、入居補欠者に入居決定します。	

様式第4号(第5条関係)

町有一般住宅入居請書(定期建物賃貸借契約書)

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称				
	所在地				
	建て方	共同建 長屋建 一戸建 その他	構造	木造 非木造	工事完了年
			戸数	階建 戸	
住戸部分	住戸番号	号	間取り	()LDK・DK・LK /ワンルー ム/	
	面積	m ²			
	設備等	トイレ 浴室 シャワー 給湯設備 ガスコンロ	専用(水洗・非水洗)・共用(水洗・非水洗) 有・無 有・無 有・無 有・無		
	ガス 上水道 下水道	有(都市ガス・プロパンガス)・無 水道本管より直結・受水槽・井戸水 有(公共下水道・浄化槽)・無			
附属施設	駐車場 自転車置場 物置 専用庭	含む・含まない 含む・含まない 含む・含まない 含む・含まない	無 無		

(2) 契約期間

始期	年 月 日から	年間
終期	年 月 日まで	

(契約終了の通知をすべき期間 年 月 日から 年 月 日まで)

(3) 賃料等

賃料・共益費		支払期限	支払方法
賃料	円	当月分を毎月 末日まで	口座振替 又は 自主納付
敷金	賃料 2か月相当分 円		
附属施設使用料			
その他			

(4) 貸主

貸主	住所 氏名	電話番号
----	----------	------

(5) 借主及び同居人

	借主	同居人
氏名		合計 人
緊急時の連絡先	住所 〒 氏名	電話番号 借主との関係

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6か月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借は終了する。

(使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(敷金)

第5条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4 前項ただし書の場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

(修繕)

第7条 甲は、別表第4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 第4条第1項に規定する賃料支払義務

二 前条第1項後段に規定する費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

二 第6条各項に規定する義務

三 その他本契約書に規定する乙の義務

(乙からの解約)

第9条 乙は、甲に対して少なくとも1か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から1か月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

第10条 乙は、本契約が終了する日(甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書に規定する通知をした日から6か月を経過した日)までに(第8条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、

本物件を原状回復しなければならない。

- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第11条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務(甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る。)を負担するものとする。

(再契約)

- 第13条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合は、第10条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして第5条第3項に規定するところによる。

(協議)

第14条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

別表第1(第6条第3項関係)

一	銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五	周辺の環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為を行うこと。

別表第2(第6条第4項関係)

一	階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二	階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

別表第3(第6条第5項関係)

一	頭書(5)に記載する同居人に新たな同居人を追加すること。
---	------------------------------

別表第4(第7条関係)

畳表の取替え、裏返し	電球、蛍光灯の取替え
障子紙の張替え	ヒューズの取替え
ふすま紙の張替え	その他費用が軽微な修繕

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

	年	月	日	
貸主(甲)	住	所		
	氏	名		印
借主(乙)	本	籍		
	住	所		
	氏	名		印
連帯保証人	本	籍		
	住	所		
	氏	名		印
	生年月日		年 月 日	
	入居者との関係			
	電話番号	自	宅	
連帯保証人	本	籍		
	住	所		
	氏	名		印
	生年月日		年 月 日	
	入居者との関係			
	電話番号	自	宅	

添付書類

- 1 入居決定者及び連帯保証人の印鑑証明書
- 2 連帯保証人の収入の額を証する書類

〈処理欄〉

住民票異動年月日	年 月 日	備 考	
敷金納入年月日	年 月 日		

様式第5号(第7条関係)

町有一般住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

次のとおり連帯保証人を変更したいので、白老町有一般住宅条例施行規則第7条第1項の規定により、連帯保証人引受承諾書を添えて申請します。

新連帯保証人	住所	
	氏名	
旧(連帯)保証人	住所	
	氏名	
変更の理由		

様式第6号(第7条関係)

連帯保証人引受承諾書

年 月 日

白老町長 様

入居者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

生年月日 年 月 日

入居者との関係

勤務先

勤務先住所

電話番号 自宅

勤務先

連帯保証人 住所

氏名 印

生年月日 年 月 日

入居者との関係

勤務先

勤務先住所

電話番号 自宅

勤務先

この度、次の町有一般住宅の入居者の連帯保証人となることを承諾します。

また、連帯保証人は、入居者が家賃を滞納したとき、又は入居者の責めに帰すべき事由により町に損害を与えたときは、入居者と連帯して債務を負うことを承諾します。

については、白老町有一般住宅条例施行規則第7条第1項及び第2項の規定により、連帯保証人を連署の上、関係書類を添えて提出します。

所在地	
名称	

添付書類

- 1 連帯保証人の印鑑証明書
- 2 連帯保証人の住民票の写し
- 3 連帯保証人の収入額を証する書類

様式第7号(第7条関係)

町有一般住宅入居者連帯保証人変更承認書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申請のあった町有一般住宅の入居者の連帯保証人の変更について、白老町有一般住宅条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり承認します。

新連帯保証人	住所	
	氏名	
連帯保証人の 変更年月日	年 月 日	

様式第8号(第7条関係)

町有一般住宅入居者連帯保証人住所(氏名)変更届

年 月 日

白老町長 様

入居者

住所

氏名 印

次のとおり連帯保証人について変更があったので、白老町有一般住宅条例施行規則第7条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項 (住所・氏名)	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

添付書類 連帯保証人の住民票の写し

様式第9号(第8条関係)

町有一般住宅入居手続猶予届

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

年 月 日付け 第 号で町有一般住宅の入居の決定を受けましたが、次の理由により白老町有一般住宅条例第9条第1項に規定する期間内に手続をすることができないので、白老町有一般住宅条例施行規則第8条第1項の規定により、届け出ます。

入居決定を受けた住宅	所在地	
	名称	
することができない手続	(1) 入居決定日から10日以内に町有一般住宅入居請書を提出すること。 (2) 入居決定日から10日以内に敷金を納付すること。	
延期期間	年 月 日まで(日間)	
期間内に手続ができない理由		

様式第10号(第8条関係)

町有一般住宅入居手続猶予決定書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで届出のあった町有一般住宅入居手続猶予について、白老町有一般住宅条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり決定します。

入居を決定した住宅	所在地	
	名称	
決定事項		
延期期間	年 月 日まで(日間)	
延期後の入居可能日		
条件		

様式第11号(第9条関係)

町有一般住宅入居決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付け 第 号で通知した町有一般住宅の入居決定について、白老町有一般住宅条例第9条第3項の規定により、次のとおり取り消します。

入居の決定を取り 消す住宅	所在地	
	名称	
取消しの理由		

様式第12号(第9条関係)

町有一般住宅入居決定辞退届

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

年 月 日付け 第 号で町有住宅の入居の決定を受けましたが、次の理由により入居の決定を辞退しますので、白老町有一般住宅条例施行規則第9条第2項の規定により、届け出ます。

入居の決定を受けた住宅	所在地	
	名称	
理由		

町有一般住宅同居承認申請書

年 月 日

白老町長 様

住所
氏名 印

次の者を町有一般住宅に同居させたいので、白老町有一般住宅条例施行規則第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明したときは、住宅を明け渡します。

居住している住宅		所在地 名称					
	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日 (年齢)	職業	勤務先所在地	年間所得額 (円) 同居希望日	控除名 (控除額 円)
同居希望者		本人	・ ・ (歳)			年 月 日	()
			・ ・ (歳)			年 月 日	()
現在の入居者及び同居者			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
同居外扶養親族			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
			・ ・ (歳)				()
同居させようとする理由							

添付書類

- 1 入居者と同居させようとする者との関係を証する書類
- 2 同居させようとする者の町長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- 3 同居させようとする者の納税証明書
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第14号(第10条関係)

町有一般住宅同居承認書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申請のあった同居について、白老町有一般住宅条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり承認します。

入居している住宅	所在地			
	名称			
同居を承認する者	氏名	続柄	生年月日	同居の開始日
				年 月 日
条件				

様式第15号(第11条関係)

町有一般住宅同居者異動届

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

次のとおり同居者に異動がありましたので、白老町有一般住宅条例施行規則第11条の規定により、届け出ます。

異動者氏名	続柄	生年月日	異動年月日	異動事由
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	

(注) 「異動事由」欄には、出生、死亡又は転出の別を記入してください。

様式第16号(第12条関係)

町有一般住宅入居承継承認申請書

年 月 日

白老町長 様

入居者 住所
氏名 印
承継者 住所
氏名 印

次のとおり町有一般住宅の入居の承継の承認を受けたいので、町有一般住宅条例施行規則第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、申請者及び同居させようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

入居の承継をしたい住宅	所在地					
	名称					
続柄	フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)	職業	勤務先 所在地	年間所得額 (円)	控除名 (控除額 円)
新入居者		・ (歳)				()
同居者		・ (歳)				()
		・ (歳)				()
		・ (歳)				()
		・ (歳)				()
同居外扶養親族等		・ (歳)				()
		・ (歳)				()
		・ (歳)				()
入居の承継しようとする理由	旧入居者と新入居者の続柄() 旧入居者との同居期間(年 か月)					
承継理由の発生年月日	年 月 日					

添付書類

- 1 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- 2 申請者と入居者との関係を証する書類
- 3 申請者に係る町長が指定する期間に係る収入の額を証する書類
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第17号(第12条関係)

町有一般住宅入居承継承認書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申請のあった入居の承継について、白老町有一般住宅条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり承認します。

入居を承継する 住宅	名称	
	氏名	
新入居者	旧入居者との続柄()	
入居承継理由		
入居承継年月日	年 月 日	
摘要		

様式第18号(第13条関係)

町有一般住宅家賃変更決定通知書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

次のとおり家賃を変更したので、白老町有一般住宅条例施行規則第13条の規定により、
通知します。

入居している 住宅	所在地	
	名称	
収入認定額		円
条例第12条第2項 第1号から第3号ま での該当事項		
家賃月額		
適用年月日		年 月 日
摘要		

様式第19号(第15条関係)

白老町一般住宅明渡認定調書				
対 象 住 宅	所在地			
	名	称	棟名	住戸
	入居者氏名			
確認の経過				
明 渡 事 実 の 認 定	確認事実			事実発生日
家賃滞納額			最終納付年月日	年 月 日
敷金納付額			明渡認定日	年 月 日
上記のとおり調査し、明渡日を認定しました。				
年 月 日				
調査員職氏名				印

様式第20号(第18条関係)

町有一般住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

次のとおり、家賃(敷金)の減免(徴収の猶予)を受けたいので、白老町有一般住宅条例施行規則第18条第1項の規定により、申請します。

		決定額		減免希望額		減免(徴収猶予)希望期間		
家賃(敷金)		円		円				
減免又は徴収猶予の理由								
入居している住宅		所在地						
		名称						
入居者及び同居親族	続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先・所在地	年間所得	控除額	摘要
	本人		・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
同居外扶養親族			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
※収入月額		(所得額		-控除額) / 12 =		円
判定		適(減免率		% / 減免額		円)・不適		

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第21号(第18条関係)

町有一般住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)決定通知書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申請のあった町有一般住宅家賃(敷金)の減免(徴収の猶予)について、白老町有一般住宅条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

入居している住宅	所在地				
	名称				
	既 決 定 額	減 免 額	減免後の額	減免(執行猶予)期間	摘要
家賃(敷金)	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで	
減免(徴収猶予)の条件					

様式第22号(第19条関係)

町有一般住宅滅失等報告書

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

次のとおり、町有住宅を滅失させた(き損した)ので、白老町有一般住宅条例施行規則第19条の規定により、報告します。

滅失した(き損した)場所	所在地	
	名称	
滅失(き損)の状況		

様式第23号(第20条関係)

町有一般住宅長期不使用届

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

次の理由により町有一般住宅を15日以上使用しないので、白老町有一般住宅条例第19条第3項の規定により、届け出ます。

入居している住宅	所在地	
	住宅	
使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用しない理由		

様式第24号(第21条関係)

町有一般住宅用途一部変更承認申請書

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名

印

次のとおり町有一般住宅の一部を住宅以外の用途に使用したいので、白老町有一般住宅
条例施行規則第21条第1項の規定により、申請します。

入居し ている 住宅	所在地	
	名称	
一部用途変更後の用途		
用途一部変更の部分		
用途一部変更の期間		
用途一部変更の理由		

様式第25号(第21条関係)

町有一般住宅用途一部変更承認書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申請のあった町有一般住宅の用途の一部変更について、
白老町有一般住宅条例施行規則第21条第2項の規定により、次のとおり承認します。

入居している住宅		
用途		
用途一部変更の部分		
用途一部変更の期間		
条件	1 承認した用途以外の用途に使用してはならないこと。 2 町長が町有一般住宅の管理上、この承認を取り消した場合は、直ちに用途の変更を停止しなければならないこと。 3 用途の変更及びその停止により生じた損害については、町はこれを補償しないこと。	

様式第26号(第22条関係)

町有一般住宅模様替え(増築等)承認申請書

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名

印

次のとおり町有一般住宅の模様替え(増築等)をしたいので、白老町有一般住宅条例施行規則第22条第1項の規定により、申請します。

入居している住宅	所在地	
	名称	
模様替え(増築等)をする部分		
工事の期間及び内容		
工事の期間及び内容		
模様替え(増築等)の理由		

添付書類：模様替え又は増築等に係る設計図及び配置図

様式第27号(第22条関係)

町有一般住宅模様替え(増築等)承認書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申請のあった町有一般住宅の模様替え(増築等)について、
白老町有一般住宅条例施行規則第22条第2項の規定により、次のとおり承認します。

入居している住宅	所在地	
	住宅	
模様替え(増築等)する部分		
工事の期間及び内容		
		<ol style="list-style-type: none">1 承認した模様替え又は増築等以外の模様替え及び増築等をしてはならないこと。2 町長が町有一般住宅の管理上この承認を取り消した場合又は入居者が町有一般住宅から退去する場合は、直ちに模様替え又は増築をした部分を原状に復さなければならないこと。3 2の原状に復するために要する費用は、入居者が負担すること。

様式第28号(第23条関係)

町有一般住宅明渡届

年 月 日

白老町長 様

住所

氏名 印

次のとおり町有一般住宅を明け渡しますので、白老町有一般住宅条例第25条第1項の規定により、届け出ます。

明け渡す住宅等	所在地	
	名称	
明渡し予定年月日		年 月 日
明渡しの理由		
移転先	住所	
	連絡先	
検査希望日		年 月 日
備考		

〈処理欄〉

家賃	調定No.	家賃月額	日割り額	未納有無	未納額
		円	円	無/有	
敷金	金額		納入日 年 月 日		
	敷金		還付方法 ・現金払い ・口座振込(銀行・信用金庫)()支店 (普・当)口座番号() 口座名義人()	このとおり還付金を算定する。 年 月 日 職氏名印	
	損害賠償金				
	未納家賃				
差引還付額					
入居年月日	年 月 日		備考		

様式第29号(第24条関係)

町有一般住宅明渡請求書

第 号

年 月 日

様

白老町長 印

あなたは、白老町有一般住宅条例第26条第1項各号に該当しますので、白老町有一般住宅条例施行規則第24条の規定により、次のとおり明渡しを請求します。

入居している住宅	所在地	
	住宅	
明渡し指定日	年 月 日	
明渡しの理由		
その他		

様式第30号(第26条関係)

(表)

立 入 検 査 証		第 号
所 属		(写 真)
職氏名		
	年 月 日生	
<p>上記の者は、白老町一般住宅条例第27条の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
	年 月 日	
	白老町長	印

(裏)

白老町一般住宅条例(抜粋)

(立入検査)

第27条 町長は、町有一般住宅の管理上必要があると認めるときは、町長の指定した職員に町有一般住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している町有一般住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該町有一般住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第7条関係)
様式第8号 (第7条関係)
様式第9号 (第8条関係)
様式第10号 (第8条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第9条関係)
様式第13号 (第10条関係)
様式第14号 (第10条関係)
様式第15号 (第11条関係)
様式第16号 (第12条関係)
様式第17号 (第12条関係)
様式第18号 (第13条関係)
様式第19号 (第15条関係)
様式第20号 (第18条関係)
様式第21号 (第18条関係)
様式第22号 (第19条関係)
様式第23号 (第20条関係)
様式第24号 (第21条関係)
様式第25号 (第21条関係)
様式第26号 (第22条関係)
様式第27号 (第22条関係)
様式第28号 (第23条関係)
様式第29号 (第24条関係)
様式第30号 (第26条関係)

○白老町有一般住宅の入居手続に係る連帯保証人の認定基準

平成25年1月18日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この基準は、白老町有一般住宅の入居手続に係る白老町有一般住宅条例（平成22年条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項第1号及び白老町有一般住宅条例施行規則（平成22年規則第8号）第6条第1項の連帯保証人（以下単に「連帯保証人」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 連帯保証人の認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立した生計を営む者（未成年者、成年被後見人、成年被保佐人、成年被補助人及び破産者を除く。）で、年収が川沿町有一般住宅「サンコーポラス」については130万円以上の者、東町町有一般住宅及び虎杖浜町有一般住宅については75万円以上の者
- (2) 市町村民税、国民健康保険税等及び公課金を滞納していない者

2 条例第9条第1項第1号に規定する連署は、前項各号に掲げる認定基準の全てを満たす者1人以上のものでなければならない。

附 則

この告示は、平成25年1月18日から施行する。